

環 管 ー 6 3

令和4年4月14日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

木地山地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定
に基づく環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

また、関係市長である湯沢市長からの環境の保全の見地からの意見は別添
のとおりです。

木地山地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書
に対する知事意見

1 総括的事項

- （１）対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）及びその周辺は自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく栗駒国定公園の特別地域に位置するなど環境保全上重要な地域であることから、工事の実施及び施設の供用に伴う環境への影響を可能な限り回避又は低減するとともに、事業計画について、地域住民や地元自治体等に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- （２）環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

2 個別的事項

（１）温泉

事業者等の先行調査によれば、噴気による近隣温泉の泉質に本質的変化は認められないとしているが、地熱流体の採取及び熱水の還元と温泉の関係について十分に解明されていない点があり、実施区域周辺には複数の温泉が存在することから、本事業の実施による温泉への影響が懸念される。

このため、地熱流体の採取及び熱水の還元による温泉への影響について、適切に調査、予測及び評価するとともに、その結果について、実施区域周辺の温泉事業者等への説明に努め、意見等が述べられた場合は、十分に配慮すること。

（２）動物

事業者の事前環境調査によれば、実施区域周辺には複数のクマタカやハチクマの営巣が確認されているほか、イヌワシの飛翔が確認されていることから、工事の実施によるこれら希少猛禽類への影響が懸念される。

このため、これら希少猛禽類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切に予測及び評価すること。

（３）植物

実施区域及びその周辺は植生自然度の高いブナ群集等が存在することから、冷却塔から排出される蒸気により、冷却塔周辺樹木への着氷等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による植物への影響について、他の地熱発電所の事例や最新の知見等を踏まえ、適切に予測及び評価すること。



湯く第587号
令和4年2月28日

秋田県知事 佐竹敬久 様

湯沢市長 佐藤 一 様



木地山地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書に
対する意見について（回答）

令和4年1月21日付環管一669号で照会のありました標記の件について、次により
意見申し上げます。

意見

J-SHIS（地震ハザードステーション）マップによると、地熱発電所建設予定地の桁倉沼
周辺は、地すべり変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」となってお
ります。

地すべりが再活動した場合、地熱発電所建設予定地の桁倉沼に近接している県指定天然
記念物であるコケ沼への影響は大きいと考えられます。

そのため、方法書に記載されております「調査、予測及び評価の手法（地盤変動）」に関
して、地すべりの可能性についても専門家の意見の聴取を要すると考えます。

